

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月8日
【会社名】	トレーダーズホールディングス株式会社
【英訳名】	TRADERS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金丸 勲
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目10番14号
【電話番号】	03 - 4330 - 4700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 新妻 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目10番14号
【電話番号】	03 - 4330 - 4700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 新妻 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成25年6月25日開催の当社第14期定時株主総会決議に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成25年9月17日開催の当社取締役会において平成25年9月17日（以下、「発行日」という。）に当該新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

トレーダーズホールディングス株式会社第九回ストックオプション

(2) 発行数

19,550個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、下記5.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 発行価格

無償とする。

(4) 発行価額の総額

107,544,550円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 19,550株

但し、甲が株式分割または株式併合を行う場合、本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に、甲が他社と合併、会社分割、資本減少またはこれらに準じる行為を原因として株式数を調整する必要を生じたときは、合理的な範囲内で、当該株式数を適切に調整する。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

新株予約権1個当たりの払込金額は、次の方法より決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に、新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

<算定方法>

株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所の甲株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる）とする。但し、当該金額が新株予約権の割当日の前営業日の終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

新株予約権の割当後、甲が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生のときをもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。なお、合併、会社分割、資本減少またはこれらに準じる行為を原因として、行使価額を調整する必要を生じたときも、当該算式に準じて行使価額を調整する。

新株予約権の発行後、甲が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生のときをもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。なお、合併、会社分割、資本減少またはこれらに準じる行為を原因として、行使価額を調整する必要を生じたときも、当該算式に準じて行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、甲が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使によって新株を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込み金}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、甲の発行済普通株式総数から、甲が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、甲が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成27年9月18日から平成30年7月31日まで

但し、行使期間の最終日が休日となる場合は、その前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

権利行使の時点において甲または甲子会社の取締役、監査役または使用人でなければならない。但し、甲の都合による使用人の転籍、並びに正当な事由があると甲の取締役会が認めた場合を除く。

新株予約権の行使は、1回あたり100個を下限として行使しなければならない（但し、残個数が100個に満たないときは当該残個数を下限とする）。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項によって算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

乙は、新株予約権を譲渡することはできない。

乙は、新株予約権の全部又は一部について第三者に対して質権その他の担保権の目的することはできない。

(11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	2名	2,200個
当社従業員	7名	3,100個
子会社取締役	6名	5,600個
子会社従業員	31名	8,650個

- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
 当社完全子会社
- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
 新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」において定める。
- (14) 新株予約権の取得の条件
 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転計画の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）、当社は残存する新株予約権を無償で取得することができる。
 新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に、(8)に定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (15) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (16) 新株予約権の割当日
 平成25年9月17日

以 上